平成24年7月26日 室工大規程第6号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人室蘭工業大学情報システム運用及び管理規程(平成21年度室工大規程第3号)に基づき、国立大学法人室蘭工業大学(以下「本学」という。)の情報システムの運用における事故或いは事件(以下「インシデント」という。)が発生した場合の行動を定め、早期発見・早期対応に努めることにより、インシデントの影響を最小限に抑え、早急な情報システムの復旧と再発防止を図ることを目的とする。

(通報受付)

- 第2条 国立大学法人室蘭工業大学情報セキュリティインシデント対応チーム(以下「CSIRT」 という。)は、学内外からのインシデントの通報を受け付け、迅速に情報を集約する手段を整備し、 周知・公表する。
- 2 CSIRTチームリーダーは、通報を受けたインシデントのうち、本学の情報システムの運用に 関し緊急性を要するもの(以下「非常事態」という。)については、一次対応を実施した後、直ち に最高情報セキュリティ責任者(以下「CISO」という。)に報告する。

(非常時対策本部)

- 第3条 CISOは、非常事態の報告を受けたときは、直ちに非常時対策本部を設置し、被害の拡大 防止、被害からの早急な復旧その他非常事態に対する対策等を実施する。
- 2 非常時対策本部は次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) CISO
 - (2) 全学実施責任者
 - (3) CSIRT構成員
 - (4) 関連する情報システムの情報セキュリティ責任者
- 3 対策本部に非常時対策本部長(以下「本部長」という。)を置き、前項第1号の者をもって充て る。
- 4 対策本部に副本部長を置き、第2項第2号の者をもって充てる。
- 5 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。 (連絡窓口)
- 第4条 非常時対策本部に連絡窓口を設置し、副本部長が担当する。
- 2 副本部長は、本部長の指示に基づき、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 報告者、クレームの相手方、捜査当局、報道関係者等の外部との対応
 - (2) 学内関係者からの情報の収集
 - (3) 被害拡大防止や復旧のための緊急対策等の伝達
 - (4) 非常時連絡窓口を中心とする連絡網の整備
- 3 前項第4号に定める非常時連絡網の連絡先は、非常時対策本部構成員のほか、全学における情報 システムについては情報教育センター、部局等の情報システムについては当該部局等の情報セキュ リティ責任者のほか、必要に応じて法律専門家、広報室を設定する。

(インシデント対応手順)

- 第5条 具体的なインシデント対応は、CISOが別に定める「インシデント対応手順」に基づき対処する。
- 2 非常事態の際は、CSIRT又は非常時対策本部がその都度定める指示が、他のすべての手順等 に優先する。

(再発防止策の検討)

- 第6条 本部長は、非常事態への対応が終了した場合には、情報基盤委員会に報告書を提出するもの とし、それをもって非常時対策本部を解散する。
- 2 CISOは、前条の報告書をもとに再発防止策の実施を図る。

附則

この規程は、平成24年7月26日から施行する。

附 則(平成28年度室工大規程第28号)

この規程は、平成29年3月27日から施行する。 附 則(平成30年度室工大規程第14号) この規程は、平成31年4月1日から施行する。